

平成 22 年 4 月 1 日

国 分 寺 市

国分寺市公共工事の前金払いの対象拡大について

1. 変更内容

	改正前	改正後
対象案件	契約金額 300 万円以上	契約金額 50 万円以上
端数整理の単位	10 万円未満切り捨て	1000 円未満切り捨て

2. 経過

従来、前金払いの対象を公共工事（土木建築に関する工事（当該工事の設計，調査を含む）又は測量）のうち契約金額 300 万円以上の案件としていましたが，平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年度一杯を実施期間として時限的に対象を拡大し，対象を契約金額 50 万円以上の案件としていました。

今回の変更は，時限的に実施していた内容をそのまま正式な対象拡大とするものです。

3. 適用日

平成 22 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件が対象になります。

国分寺市総務部総務課契約係

0 4 2 - 3 2 5 - 0 1 1 1

内線 422・423